

給付金	業績悪化（売上半減）
	都の休業要請等に協力
	従業員に休んでもらう
	従業員に小学生以下の子どもがいる

<p>持続化給付金 (国) <small>※申請要領 中小法人 個人事業者 申請規定・給付規定</small></p> <p>申請期間：R2.5/1～R3.1/15</p>	<p>2020年1～12月で特に厳しい月の売上げが前年比50%減の場合、年換算した減収額を給付 上限:中小企業200万円、個人事業主100万円</p> <p>申請に関する相談はあきる野商工会へ 042-559-4511</p>	<p>持続化給付金事業コールセンター 0120 115 570</p> <p>IP電話専用[03 6831 0613]</p>
<p>感染拡大防止協力金 (都)</p> <p>申請期間:4/22(水)～6/15(月)</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、休止などに全面的に協力する場合 50万円、2店舗以上100万円</p> <p>専門家による申請書類確認サポート窓口は Bi@Staへ(予約制) 042-518-7778</p>	<p>東京都感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567</p>
<p>雇用調整助成金 (国)</p> <p>更なる拡大も予定されています (4/25発表)</p>	<p>休業等の助成。中小企業4/5(9/10)()は解雇等を行わない場合</p> <p>特例措置：4/1～6/30は年間限度100日とは別枠 日額上限8,330円</p> <p>都では新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金もあります。</p>	<p>雇用調整助成金コールセンター0120-60-3999</p> <p>労働相談情報センター事業普及課(都専門家派遣) 03-5211-2248</p> <p>ハロワーク青梅0428-24-8609</p>
<p>小学校休業等対応助成 (国)</p>	<p>小学校等の臨時休業等により休業する保護者が有給休暇取得の場合、賃金相当分を補助。 助成率10/10 日額上限8,330円・7月～9月4,100円</p>	

相談・派遣等	<p>あきる野商工会</p> <p>5/4,5,6...電話相談窓口開設</p>	<p>資金繰りや経営全般に関することなど 042-559-4511</p>
	<p>あきる野市商工振興課</p>	<p>制度全般やセーフティネットなど 042-558-1111(内2351,2352)</p>
	<p>東京都産業労働局金融部金融課</p> <p>中小企業振興公社</p>	<p>資金繰り(都制度)など 都金融課 03-5320-4877</p> <p>専門家派遣は(社)中小企業振興公社 03-3251-7881</p>
	<p>経済産業省</p> <p>(連休中の相談先)</p>	<p>東京信用保証協会 03-3272-3002</p> <p>東京都よろず支援拠点 (土日) 090-8452-1521・090-8452-5720 (平日) 03-6205-4728</p>

融資	<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付</p>	<p>無利子・無担保での融資 ※売上減少5%以上</p> <p>特別利子補給制度の併用により、当初の3年間の実質的な無利子化</p>	<p>日本政策金融公庫 立川支店 042-524-4191</p> <p>あきる野商工会 042-559-4511</p>
	<p>新型コロナウイルス対策マル経</p>	<p>商工会等の経営指導を受けた小規模事業所に対する無担保・無保証人での融資の特例※売上減少5%以上</p> <p>特別利子補給制度の併用により、当初の3年間の実質的な無利子化</p>	
	<p>新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・緊急借換 5/1から新制度</p>	<p>長期かつ低利の融資及び信用保証料を全額補助 利率1.7%～2.4%以内 ※売上減少5%以上</p> <p>5/1から新制度(3年間融資額1億円まで全額利子補給) ※1 全国制度との合算による)</p>	<p>東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関(銀行・信用金庫)等</p> <p>東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877</p> <p>東京信用保証協会立川支店 042-525-6621</p>
	<p>危機対応融資</p> <p>5/1から新制度</p>	<p>長期かつ低利の融資及び信用保証料を全額補助</p> <p>危機関連保証の市認定を受けた事業者対象。利率1.5%～2.0%以内 ※売上減少15%以上</p> <p>5/1から新制度(上記と同様) ※1による</p>	
	<p>感染症対応融資(全国制度) ※1</p>	<p>利子補給等により無利子(当初3年)・無担保での融資</p> <p>※セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の認定必要</p>	
	<p>セーフティネット保証(4号・5号)危機関連保証※</p> <p>認定書に係る有効期限が延長されました</p>	<p>国の基準に基づき、売上高等が減少している中小企業者を所在する区市町村長が認定することで、一般保証枠と別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。</p>	<p>あきる野市商工振興課 042-558-1111(内2351,2352) ⇒金融機関</p>
	<p>緊急小口資金/総合支援資金</p>	<p>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、無利子/無保証で貸し付ける制度 10万円・20万円の少額貸付 個人事業主特例の場合20万円以内</p>	<p>あきる野市社会福祉協議会 生活支援課相談支援係 042-533-3548 (予約制)</p>
	<p>中小企業振興資金・小口零細企業保証資金融資</p>	<p>利子補給(貸付利率1.00%本人負担0.7%) 利子補給率0.30%</p>	<p>あきる野市商工振興課 042-558-1111(内2351,2352) ⇒市内金融機関</p>
<p>小規模事業者経営改善資金(マル経融資)</p>	<p>商工会等の経営指導を受けた小規模事業所に対する無担保・無保証人での融資</p> <p>市の利子補給により融資利率0.1%</p>	<p>あきる野市商工振興課 042-558-1111(内2351,2352)</p> <p>あきる野商工会042-559-4511</p>	

その他	<p>テレワーク助成金</p> <p>国助成金:経済産業省IT補助金...補助率2/3 補助額30～450万円</p> <p>東京都事業継続緊急対策助成金...助成率10/10 限度額250万円</p>
	<p>納税猶予等・固定資産税等の減免...2月以降が売上減少(前年同月比▲20%以上)の事業者は無担保かつ延滞税なしで納税を猶予。この他2021年度の固定資産税等の軽減措置もあります。</p>
	<p>飲食事業者の業態転換支援...大きく売り上げ落ち込んでいる中小飲食事業者が、新たなサービス(テイクアウト・宅配・移動販売)により売り上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成します。</p>
	<p>東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金...令和2年4/30(木)～5/6(水)の間、自主的に休業をする場合、給付金が支給されます。</p>
	<p>この他の支援策等は 経済産業省HP 支援策一覧 業種別リーフレット 中小企業庁HP 東京都産業労働局HP 東京都支援策パンフレット をご確認ください。</p>